

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	19	担当課	畜産課
法令名	肉用子牛特別措置法	根拠条項	9 - 1	不利益処分の種類	協会指定解除	
肉用子牛生産安定等特別措置法						
(昭和63.12.22 法98) 最終改正 平成12法107						
(協会の指定)						
第7条 前条第1項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする協会の申請により、当該都道府県知事が行う。						
2 前条第1項の指定を受けようとする協会は、農林水産省令で定める手続きに従い、肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務(以下「生産者補給金交付業務」という。)に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県知事に提出しなければならない。						
3 前条第1項の指定は、その申請が次の要件のすべてに適合している場合でなければ、してはならない。 生産者補給金業務を適正かつ確実に実施できると認められること。 申請者の業務規程によれば、当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者のすべてが申請者と生産者補給金交付契約を締結することができることと認められること。 申請者の業務規程において、第10条の確認に関する事項、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法に関する徐行その他農林水産省令で定める基準に従い定められていること。 申請者が第9条第1項の規定により指定を解除され、その解除の日から2年を経過しない者でないこと。						
4 都道府県知事は、前条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。						
(業務規程の変更)						
第8条 指定協会は、業務規程を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続きに従い、当該指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。						
2 都道府県知事は、前項の承認の申請に係る業務規程が前条第3項第2号及び第3号の要件に適合している場合でなければ、前項の承認をしてはならない。						

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	19	担当課	畜産課
法令名	肉用子牛生産安定特別措置法	根拠条項	9 - 1	不利益処分の種類	協会指定解除	
<p>(指定の解除)</p> <p>第9条 都道府県知事は、指定協会が次のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、第6条第1項の指定を解除することができる。</p> <p>第7条第3項第1号の要件に適合しなくなったとき。</p> <p>業務規程に違反して生産者補給金交付業務を行ったとき。</p> <p>正当な理由がないのに当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者との生産者補給金交付契約の締結を拒んだとき。</p> <p>前条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>第6条第1項の指定の解除の申し出があったとき。</p> <p>2 第7条第4項の規定は、前項の規程による指定の解除について準用する。</p> <p>肉用子牛生産安定等特別措置法施行令</p> <p style="text-align: right;">(昭和63.12.22 政347) 最終改正 平成12政310</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第10条 都道府県知事は、法第9条第1項の規定による指定の解除をしようとするときは、指定協会に対し、相当な期間をおいた上、当該指定の解除の理由及びその解除の効力を生ずべき日(当該指定の解除の理由が同項第5号によるものであるときは、当該指定の解除の効力を生ずるべき日)を書面で通知しなければならない。</p>						